

杉並区副区長の担任事項

杉並区副区長の担任事項を次のとおり定め、令和8年9月21日から施行する。

令和6年3月19日杉並区告示第766号（杉並区副区長の担任事項）は、令和8年9月20日をもって廃止する。

令和8年9月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

副 区 長	担 任 事 項
白垣 学	1 政策経営部、総務部、区民生活部、保健福祉部、子ども家庭部、都市整備部、環境部及び会計管理室に関する こと。 2 行政委員会等との連絡に関すること。